

(酒類の表示の保護に関する日本国政府とペルー共和国政府との間の書簡)

(ペルー側書簡)

(訳文)

本大臣は、環太平洋パートナーシップ協定の交渉の過程においてペルー共和国及び日本国の代表団によって共有された次の了解を確認する光栄を有します。

ペルー共和国及び日本国は、二十十一年五月三十一日に東京で作成された経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定第十一章(知的財産権) 第七十七七条(地理的表示) 及び附属書十の規定に基づくそれぞれの権利及び義務を再確認する。

本大臣は、この書簡及び閣下の返簡が、ペルー共和国政府と日本国政府との間で共有された了解を確認することを提案する光栄を有します。

二千十六年一月三十一日にリマで

ペルー共和国通商観光大臣

マガリ・シルバ・ベラルデ・アルバレス

ペルー共和国駐在

日本国特命全権大使 株丹達也閣下

(日本側書簡)

(訳文)

本使は、二千十六年一月三十一日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(ペルー側書簡)

本使は、更に、日本国政府がこの了解を共有していることを確認する光栄を有します。

二千十六年二月四日にリマで

ペルー共和国駐在

日本国特命全権大使 株丹達也

ペルー共和国通商観光大臣

マガリ・シルバ・ベラルデ・アルバレス閣下